



令和4年 7月 30日

(宛先) 岡崎市長

発行年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
通信日付印	確認印		*****	

法人番号  
 申告年月日  
 年 月 日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) <b>岡崎市十王町2丁目9番</b> (電話 <b>0564-23-0000</b> )	この申告の基礎 1 法人税の修正申告書の提出による。 年 月 日 2 法人税の更正・決定・再更正による。 年 月 日
(ふりがな) <b>じゅうおうぎんこう</b>	事業種目 <b>銀行業</b>
法人名 <b>十王銀行 株式会社</b>	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 十 百 千 円 <b>1 0 0 0 0 0 0</b>
(ふりがな) <b>あいち はなこ</b>	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合計額 <b>1 0 0 0 0 0 0</b>
代表者氏名印 <b>愛知 花子</b>	期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額 <b>1 0 0 0 0 0 0</b>
(ふりがな) <b>あいち ももこ</b>	
経 理 責 任 者 氏 名 <b>愛知 桃子</b>	

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 3 1 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書\*

摘 要		課 税 標 準		税率(%)	法 人 税 割 額	
		十 百 千 円		( )	十 百 千 円	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	<b>1 0 8 0 0 0 0</b>				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
還付法人税額等の控除額	③					
退職年金等積立金に係る法人税額	④					
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	<b>1 0 8 0 0 0 0</b>				
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ( $\frac{⑤}{22} \times ⑬$ )	⑥	<b>7 4 7 0 0 0 0</b>		6.0	<b>4 4 8 2 0</b>	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧					
外国の法人税等の額の控除額	⑨					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩					
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪				<b>4 4 8 0 0</b>	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫				<b>3 5 4 0 0</b>	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬					
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬	⑭				<b>9 4 0 0 0</b>	
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	12 月	<b>5 0 0 0 0 円</b>	$\frac{⑮}{12}$	⑯	<b>5 0 0 0 0</b>
	既に納付の確定した当期分の均等割額				⑰	<b>2 5 0 0 0</b>
	この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰				⑱	<b>2 5 0 0 0</b>
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑱					⑲	<b>3 4 4 0 0</b>
⑲のうち見込納付額					⑳	
差 引 ⑲-⑳					㉑	<b>3 4 4 0 0</b>

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		当該市町村分の均等	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	割の税率適用区分に	用いる従業員数
本店	岡崎市十王町2-9		4 人		4 人
第1支店	〇〇市△△町2-10		5 人		5 人
合 計		22	1 3 人	23	9 人

指 場 合 都 市 に ⑯ 申 告 計 算	区 名	※ 区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日		法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	年 月 日		
					0 0	解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
					0 0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					0 0	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	円	この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
					0 0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
					0 0	口座番号(普通・当座)			
					0 0	還 付 請 求 税 額	十 百 千 円		
					0 0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士 署名押印 (電話 )

第二十号様式(提出用)